

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

一般社団法人 アクティブ ケア アンド サポート

②施設・事業所情報

名称：特別養護老人ホームすえなが	種別：指定介護老人福祉施設
代表者氏名：平本正志	定員（利用人数）：104名
所在地：川崎市高津区末長1丁目3番13号	
TEL：044-861-5318	ホームページ： http:www.seiwa-suenaga.jp
開設年月日 昭和46年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人セイワ	
職員数	常勤職員：41名 非常勤職員：17名
専門職員	介護職員：40名 介護支援専門員：2名
	看護師：6名 管理栄養士：1名
	生活相談員：2名
施設・設備 の概要	（居室数）
	居室（多床室）、機能訓練 室、食堂、厨房、ホール、会 議室、事務室
	（設備等）
	入浴設備（一般浴、リフト浴、機械 浴）、空調設備、厨房設備

③理念・基本方針

- ・社会福祉法・老人福祉法・介護保険法等関係法令を遵守します。
- ・介護、支援、相談等を必要とする利用者の方々の意思及び人格を尊重します。
- ・利用者に対し良質かつ安全・安心なサービスを提供します。
- ・高齢社会における地域福祉の拠点施設として多様化・複雑化する地域ニーズに積極的に取り組みます。
- ・社会的信頼に応える公正で倫理的な施設運営をめざします。

④施設・事業所の特徴的な取組

高齢者福祉施設すえながは、東急田園都市線溝の口駅・JR南武線武蔵溝の口駅より徒歩10分ほどのところにあり、四季を楽しむことができる高台にあります。同一敷地内に当施設のほか、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等があり、介護サービスとして、短期入所【ショートステイ】、通所介護【デイサービス】、居宅介護支援事業、地域包括支援事業等を連携して提供しています。

1971年（昭和46年）に鷲ヶ峯特別養護老人ホームを開設し、1996年（平成8年）に現在地に移転、以来特別養護老人ホームすえながとして事業を継続しています。当施設の敷地は7,000㎡超、建物は鉄筋コンクリート造3階建てです。個室3室、2人部屋12室、4人部屋19室計34室で、定員は120人（ショートステイ16人を含む）です。

人権・権利擁護推進委員会を隔月1回開催し、人権・権利擁護に関する啓発及び身体拘束廃止に取り組んでいます。施設独自の接遇マナー推進委員を選出し、見習うべ

き良い接遇や対応などについても声を掛け合うような環境づくりに取り組んでいます。

また、高齢者虐待防止に関する自己点検を全職員が行い、その分析結果についての意見交換会を開催しています。意見交換会に介護職員全員が参加することによって、職員間の介助方法や利用者に対する接遇の質の向上を図っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年8月3日（契約日）～ 2021年3月19日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（-年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・委員会を中心に徹底した感染症予防策を行い、発生を抑えています

感染症対策委員会を中心に感染症予防マニュアルの見直しと対策の強化を図っています。各フロアに担当の介護・看護職員を配置し最新情報の共有とマニュアルの実践状況の指導点検を行い、実施状況を毎月委員会に報告しています。感染症予防・実技研修を実施し標準予防策の徹底を図っています。定期的な消毒・検査の実施、対策キットの消毒機材、マスク、手袋等の備品の確認、インフルエンザ予防対策、新型コロナ対策、個室対応の強化など予防策を講じています。徹底した取り組みにより発生を抑えています。

- ・利用者の健康状態の安定を図り入院日数を減らし、稼働率の改善に繋がっています

利用者の健康状態の安定を図ることを目的に、1日当たり1200ccの水分提供に取り組みました。1度に多量の水分を補給することができない利用者のために小さな紙コップを用意して夜間も含めて何度でも提供できるよう準備しています。また、水分補給ゼリーにしたり果物味をつけたり、美味しい飲み方を工夫しています。こうした取り組みにより2019年度は2018年度と比較し、入院延日数は1126日減少し成果を上げることができ、稼働率の改善に繋がりました。

◇改善が求められる点

- ・認知症ケアへの取り組みについて組織的・計画的な体制づくりを期待されます

施設では現在多くの方に認知症症状があります。職員は常に受容的、支持的な対応を心がけ落ち着いた生活ができるよう支援を行っています。認知症への研究や療法が進み、早期の対応で改善されていくといわれています。「認知症介護基礎研修」や「認知症介護実践者研修」はもとより、認知症の対応方法の学習・実践へ向けて組織的・計画的な体制づくりが期待されます。

- ・将来の大規模修繕等に備えて、中・長期事業計画の策定が望まれます

施設を取り巻く環境は大きく変化しています。高齢化の進展をはじめとして、社会福祉制度の見直しや支援内容の多様化が求められています。このような中で将来にわたって利用者・家族のみならず、職員や地域の関係者に安心を提供し続けるため、施設が将来に向けての取り組みをしっかりと進めていくことが重要になります。

中・長期計画を作成する目的は、施設の将来を見据え、進むべき道を明らかにするための見通しを立てることにあります。中・長期計画により、関係機関や利用者・家族等の信頼を得ることができます。経営資源の配分を明確にし、長期的視点に立った人材育成も可能となります。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の目的である専門的かつ客観的な立場から総合的な評価を受け、更なるサービス向上を図る為、第三者評価の受審を行いました。今年度は新型コロナウイルスが猛威を振るう中、感染防止対策には細心の注意を払いながらの受審となりました。また、評価機関の方々も動画等の工夫を凝らしながら感染防止対策を講じていただけたことに感謝致します。

高く評価された感染防止対策、水分提供については、当施設の長所として受け止め、継続的に実践していきます。いずれもご利用者の健康維持に関する内容として取り組みを進めていきます。

改善を要する点については、今後、施設並びに地域の将来を見据えた長期的運営計画に位置付け、ご利用者の住環境の更なる改善（大規模修繕計画）及び良好な認知症ケアを担う人材の育成などについて、より積極的に取り組みます。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

⑨利用者調査結果

別紙3のとおり